

MHM Asian Legal Insights

Special Edition: Vol. 8 (April 2020)

**アジア法務における新型コロナウイルスの影響
～不可抗力（Force Majeure）条項及び関連法理が問題となる典型事例（2）～**

※本ニュースレターは「[アジア法務における新型コロナウイルスの影響～不可抗力（Force Majeure）条項及び関連法理が問題となる典型事例（1）～](#)」（以下、便宜上「第1部」という）の後半である。

2. 不可抗力（Force Majeure）条項・関連法理が問題となる典型事例

当事務所では、既に不可抗力（Force Majeure）条項に関連する数多くの事案について相談を受けているが、なかでも典型的なものとして以下の2つの事例を紹介し、企業法務における留意点を概観する¹。なお、第1部で述べたとおり、本稿では、日本法及びシンガポール法についての検討を行う。

(1) 事例1：建設工事に関する紛争**【事案】**

A社は、シンガポールにおける複合商業施設用建物の建設をB社から受注している。工事は終盤に差し掛かっていたところ、今般の新型コロナウイルス蔓延、周辺国政府による自粛要請等によりA社は必要な人材、資材等の確保が困難となり、納期までの完成が困難な見通しとなった。そこで、A社がその旨をB社に伝えたところ、B社からは「納期を徒過した場合には契約上の遅延損害金を請求する」との通告を受けた。A社は、B社と締結した契約に含まれる以下の不可抗力条項に基づき、遅延損害金を回避できないかを検討している。

X.1 (Definition of Force Majeure)

In this clause, "Force Majeure" means an exceptional event or circumstances: (a) which is beyond a Party's control, (b) which such Party could not reasonably have provided against before entering into the Contract, (c) which, having arisen, such Party could not reasonably have avoided or overcome, and (d) which is not substantially attributable to the other Party. Force Majeure may include, but is not limited to, exceptional or circumstances listed below:

(i)~(iv) (略)

¹ 本稿で紹介する関係上、個別事案の内容や契約書の文言等について大きく修正・省略を加えている。

MHM Asian Legal Insights

(v) natural catastrophes such as earthquake, hurricane, typhoon or volcanic activity.

X.2 (Consequences of Force Majeure)

If the Contractor... suffers delay and/or incurs costs by reason of Force Majeure, the Contractor shall be released from the damages arising from such delay.

【検討】

① 不可抗力条項の検討

本件において検討の出発点となるのは、新型コロナウイルスの蔓延や周辺国政府による自粛要請等が、契約上の“Force Majeure”に該当するか否かである。本件の規定の場合、具体的にはまず個別該当事由として列挙されている“natural catastrophes”に新型コロナウイルスの蔓延が該当するか否かを検討し、該当しない場合には、新型コロナウイルスの蔓延や周辺国政府による自粛要請等が包括的な要件である X.1 条(a)~(d)に該当するかを検討する必要がある。なお、本稿第 1 部 1.(1)でも述べたとおり、仮に新型コロナウイルスの蔓延や周辺国政府による自粛要請等が Force Majeure に該当するとしても、不可抗力条項を用いるためには、工期の遅延が当該 Force Majeure に起因して発生している必要がある点にも留意が必要である。

また、上記の事例では割愛しているが、不可抗力条項には、相手方への適時の通知などの手続要件が課されている場合が多い。このような手続要件が課されている場合、規定に沿った手続を履践しないと、不可抗力の主張が許されなくなる等の不利益を被る場合がある。

さらに、不可抗力条項に基づく遅延損害金の免除等が認められる場合であっても、当該免除等を主張する者が不可抗力による遅延や相手方への損害を可能な限り軽減する義務を負う旨規定されている場合もあり、また、そのような規定がなくても同様の義務が生じると解される場合が多いので注意を要する。

② 不可抗力条項以外の契約上の措置の検討

不可抗力条項が利用できない場合でも、契約書上、A 社が遅延損害金を回避するために依拠できる規定がないかを確認する必要がある。例えば、上記の事例のような建設工事に関する契約の場合、工期の延長（Extension of Time）に関する規定が置かれている例が多い。その他の契約類型においても、同種の規定の有無を検討する必要がある。

③ 一般法理、法令に基づく措置の検討

A 社として、不可抗力条項に基づいた解決が十分なものであるかに不明確な点が残る場合には、一般法理、法令に基づく措置を検討する必要がある。

MHM Asian Legal Insights

(a) 日本法に基づく措置の検討

契約が日本法に準拠する場合、民法上の債務不履行に基づく損害賠償請求権が成立するためには、債務者の帰責事由が必要とされている(第1部1.(2)①参照)。新型コロナウイルスの蔓延や周辺国政府による自粛要請等によって生じた工事の遅延について A 社に帰責事由が認められない場合には、当該遅延について、民法上の債務不履行に基づく損害賠償請求は認められない。

また、他に依拠し得る契約上の条項や法令上の規定がない場合には、事情変更の原則を理由に契約の解除や履行時期の変更を求めることも検討の余地がある(第1部1.(2)④参照)。

(b) シンガポール法に基づく措置の検討

契約がシンガポール法に準拠する場合、A 社としては、目的達成不能(Frustration)の法理に基づく義務の免除を求めることが考えられる(第1部1.(3)②参照)。新型コロナウイルスの蔓延や自粛要請等によって A 社の義務履行の内容や負担等が契約締結時に想定されたものとは全く異なるものになったか、A 社の義務履行が非現実的あるいは不可能になったか、といったポイントが問われることになる。単に義務履行に伴う負担や費用が増加しただけでは目的達成不能(Frustration)の法理を基礎づけるに足りない。なお、同法理は、将来にわたり、当該契約に基づく一切の義務の履行を免れるというものであるため、A 社が一時的な工期の延長や遅延による責任の回避を意図している場合には、目的に沿わないと思われる。

また、シンガポールでは、新型コロナウイルス特措法である「[COVID19 一時救済法](#)」(COVID-19 (Temporary Measures) Act) が 2020 年 4 月 7 日に国会を通過し、同月 8 日に一部発効した。間もなく発効予定の同法第 2 部では、2020 年 3 月 25 日までに締結・更新²された一定の種類の契約³について、新型コロナウイルスによって一方当事者による契約上の義務の履行(2020 年 2 月 1 日以降に履行期が到来するものに限る)が困難になった場合、当該当事者がその旨の通知を行うことにより、原則として最大 6 カ月間、他方当事者による一定の法的措置の実行が禁止される。建設工事契約も COVID19 一時救済法の対象となっており、特に建設工事契約については、パフォーマンス・ボンド(履行保証)の実行や遅延損害金の計算等について一定の特別な手当てもなされている。A 社としては、同法による保護を求めることも検討の価値があろう。

² 2020 年 3 月 25 日以降に自動更新された契約も対象に含まれる。

³ (i)一定の中小企業向け融資契約、(ii)建設契約や資材供給契約等に基づくパフォーマンス・ボンド(契約履行保証)住宅を除く不動産の賃貸契約、ライセンス契約、(iii)一定の割賦販売契約、条件付販売契約等、(iv)イベント契約、(v)旅行関連契約、(vi)建設契約や資材供給契約、(vii)住宅を除く不動産の賃貸契約・ライセンス契約などが対象となる。

MHM Asian Legal Insights

(2) 事例 2：イベントの中止に関する紛争

【事案】

C 社は日本国内での大規模イベントを企画・催行しており、当該イベントに必要な機材の会場への運搬、設置等を D 社に対して委託していた。今般の新型コロナウイルスの蔓延等を理由として、大規模イベントの延期又は中止するよう当局から要請があったため、C 社はイベントの中止を発表し、その旨を D 社に通知したが、D 社からは C 社側の都合による中止であるとして、報酬の支払い又は損害賠償が求められた。なお、D 社からは、自分たちの義務は、十分履行が可能であると言われている。C 社と D 社との間の契約には以下の規定が存在する。

X.1 (Employer's obligation)

The Employer shall, throughout the Project, keep the Venue appropriate and practicable for the Contractor to deliver and install the Equipment.

Y.1 (Consideration)

The Fees shall be payable to the Contractor in the following instalments:

<u>Instalment</u>	<u>Date</u>
10% of the Fees	On January 1, 2020
50% of the Fees	On or before June 1, 2020
40% of the Fees	On Completion of Work

Z (Force Majeure)

If, by reason of any event of force majeure, either of the parties to this Agreement shall be delayed in, or prevented from, performing any obligation under this Agreement, such delay or non-performance shall not be deemed to be a breach and no loss or damage shall be claimed by either of the parties hereto from the other by reason thereof.

【検討】

① 不可抗力条項の検討

イベント催行に関する契約においては、主催者側が開催中止を決定できる旨やその場合の権利義務の取扱いに関する規定等を置いているものも多い。その場合には、まず当該規定を検討することになる。不可抗力条項は、そのような規定がない場合に問題となる。

まず、新型コロナウイルスの蔓延や当局からの要請が“Force Majeure”に該当するか否かについて、事例 1 と異なり、契約上、“Force Majeure”に該当する個別事由が列挙されていないため、包括的な“Force Majeure”の定義（any cause or event outside the reasonable control of the parties）に該当するか否かを検討することになる。その際、当局からの要請が法的拘束力を有するものであるかどうか重要なポイントになると思われる。

MHM Asian Legal Insights

また、C社としては、“Force Majeure”に該当する事由の発生により、C社の義務履行（会場の手配・準備を行う義務）が出来なくなったことを主張したいと思われるが、①イベントの延期又は中止を当局から要請されたとしても、会場の手配・準備自体は可能であると思われるため、C社の当該義務が履行不能となったと言えるか、②C社の会場の手配・準備義務は付随義務とも思われ、こうした場合に不可抗力条項が使えるかという点についても、別途検討が必要となる。

なお、本件ではC社はイベントの中止を発表しているため、D社との契約を解除する必要性が生じる可能性が高いが、上記不可抗力条項は解除効を定めていない。そこで、C社としては、一般法理に基づく解除を併せて検討する必要がある。

② 一般法理、法令に基づく措置の検討

(a) 日本法に基づく措置の検討

本件の事例では、D社は自らの債務の履行が可能という立場を取っている。従って、D社には債務不履行は生じていないため、新民法・旧民法のいずれが適用される場合でも、C社からの契約解除は認められないということになる。この場合、C社としては、事情変更の原則を理由に契約の解除を求めることも検討の余地がある（第1部1.(2)④参照）。

(b) シンガポール法に基づく措置の検討

契約がシンガポール法に準拠する場合、C社としては、目的達成不能（Frustration）の法理に依拠し、D社との契約上に基づく義務につき将来にわたる免除を求めることが考えられる。その場合、第1部1.(3)②で触れた同法理の適用に際しての各考慮要素について検討が必要となる。

また、イベント契約もCOVID19一時救済法による保護の対象とされているため、同法の利用も検討の対象になり得る。もっとも、設問1でも述べたとおり、同法の効果は、あくまで一定期間中の一定の法的措置の実行の禁止であり、契約解除を認めるものではない。したがって、C社がCOVID19一時救済法を利用するメリットがあるとすれば、キャッシュフローの確保やD社との交渉の時間を確保する観点から、D社からの損害賠償請求等を一時的に回避すること等になる。

3. まとめ ～実務におけるチェックポイント～

本稿のまとめとして、不可抗力条項又はその関連法理が問題となる事案において、実務担当者が一般的に留意すべきチェックポイントを以下に記載する。

ステップ1：準拠法を確認する。 各国法ごとに不可抗力条項の適用や効果、関連法理の内容も異なる。また、相談すべき専門家も異なる。

MHM Asian Legal Insights

ステップ 2 : 契約書上に不可抗力条項が存在するか確認する。不可抗力条項が存在する場合にはステップ 3 へ。存在しない場合にはステップ 4 へ。

ステップ 3 : 不可抗力条項の規定内容を検証する。特に以下の事項について、規定の内容や存否について確認を要する。

- (1) “Force Majeure”の定義
- (2) 不可抗力条項の行使による効果（解除、債務不履行責任の免除等）
- (3) 手続要件（相手方への適時の通知等）
- (4) 除外事由（金銭債務は対象外など）
- (5) 損害軽減義務

ステップ 4 : 不可抗力条項以外に依拠できる契約上の規定がないかを確認する（例えば、上記 2.(1)②で触れた工期の延長（Extension of Time）に関する規定など）。

ステップ 5 : 不可抗力条項やその他の契約上の規定による解決が十分でない可能性がある場合、準拠法に応じて関連法理の適用を検討する（日本法であれば債務不履行解除、シンガポール法であれば目的達成不能（Frustration）の法理など）。

ステップ 6 : 依拠する契約書上の規定や法理、法令に応じて必要な通知書面等を準備する（例えば、不可抗力条項に定められた方式での相手方の通知や、COVID19 一時救済法に基づく相手方への通知など）。

新型コロナウイルスの感染拡大により、今後も、不可抗力やその関連法理について裁判例や関連法令の発展が急速に進むことが予想される。企業法務担当者としては、引き続き、実務の展開を注視する必要がある。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

Editorial Team 編集責任者



Kana Manabe 眞鍋 佳奈
Partner パートナー
Tel: +65-6593-9762 (Singapore)
kana.manabe@mhm-global.com



Chong Chia Chi チョン・チ
ア・チー
MHM Singapore Counsel
MHM シンガポールカウンセラー
Tel: +65-6593-9759 (Singapore)
chiachi.chong@mhm-global.com



Ryo Kawabata 川端 遼
Associate アソシエイト
Tel: +65-6593-9758 (Singapore)
ryo.kawabata@mhm-global.com

(Contacts)
Public Relations
mhm_info@mhm-global.com
www.mhmjapan.com